

生徒心得

1. 常に扶桑北中学校生徒としての誇りと自覚をもち、よい校風の樹立維持に努めましょう。
2. 常に生徒としての本分を理解し、積極的、自主的に学習に励みましよう。
3. 規則に従い、正しい規律ある生活をしましょう。
4. 常に礼儀正しく、中学生らしい態度をとりましょう。

○ 校内生活について

1. 学校には遅刻しないように十分余裕をもって登校しましょう。
(8時10分・脱履通過、8時15分・入室)
2. 登校後は校内で過ごします。
3. 教室、廊下などの校内の通行は、静かに行いましょう。
4. 給食は行儀よく楽しく食べるとともに、放送をよく聞きましょう。
5. 清掃は定められた時間内で、効果を出すように努力しましょう。
6. 下校時刻を守りましょう。特別に用のある時は係の先生の許可を受けましょう。
7. 諸活動の後は必ず係の先生に結果を報告しましょう。
8. 制服

冬服

指定の標準学生服、セーラー服またはブレザー

指定のスラックス、スカート

白の襟付きカッターシャツ、ブラウス(無地)

白または紺のポロシャツ(単色・無地)

シャツの下は無地の肌着

セーラー服には指定のリボン

夏服

白の半袖開襟シャツ、またはカッターシャツ

指定のセーラー服または白または紺のポロシャツ

指定のスラックス、スカート

セーラー服には指定のリボン

夏服・冬服の移行期間は各自の判断で冬服・夏服を選択して着用しましょう。また、長袖カッターシャツでの登校も認めます。

<注意点>

- ・ 上着やズボンの丈は、長くしたり短くしたりせず、マナーを守って着ましょう。
- ・ ズボンは腰より高いところではきましよう。
- ・ スカート丈は膝が見えない程度の長さにしましよう。
- ・ ベルトの色は黒・紺・茶で無地単色のものを着用する。(高価なものや華美なもの、穴がたくさんあいているものや装飾品がたくさんついているものなどは避けましよう。)

9. 靴・靴下

(1) 靴・・・運動に適した靴、白の上履き、体育館用は指定の体育館シューズ

※運動に不向きな靴、高価な靴は避けましよう。

(2) 靴下・・・レギュラーソックスまたは、ショートソックスなど運動に適したものを着用する。(ワンポイントは、メーカーのみ可)

10. 校内では指定の名札を左胸ポケットのところに付けましよう。

11. 頭髪

- (1) 学習や運動等の活動の妨げにならない髪型にしましよう。
- (2) 脱色、染色、ウェーブ等のパーマ、整髪料など、手を加えないようにしましよう。
- (3) 前髪は目にかからないようにしましよう。

(4) 後ろ髪が襟にかかる場合は、束ねるようにしましょう。

(5) 化粧、眉ぞりはしません。

※ゴムやピンを使う場合は、黒・紺・茶のものを使用しましょう。

12. 防寒具

(1) 制服の着用を原則とし、気温に合わせて防寒着を着用してもよい。防寒着については、コートやウインドブレーカー等の上着、セーター、カーディガン、ベストとする。(教室内も換気をするため、寒さを感じる場合は着用してもよい。)

(2) 防寒着の着用可能期間は原則 11 月～3 月とする。

(3) セーター、カーディガン、ベストは、黒、紺、グレー、白、茶、ベージュで無地単色のものとする。(ワンポイント、ポケットは可) 自分の体型に合わせたサイズを選ぶこと。(オーバーサイズは避け、制服から大きくはみ出すことがないようにする。)

(4) 体温調整のために、セーター・カーディガン・ベストを着用して(上着なしで)授業を受けてもよい。ただし、袖から必ず手を出すようにし、学習の妨げにならないようにする。セーラー服の場合は、中にセーター・ベストを着用して調整をする。

(5) 登下校時に、ネックウォーマー・マフラー・手袋(5 本指のもの)を安全に留意して着用してもよい。

(6) 防寒のために、無地のタイツを着用してもよい。(体育や部活動の際には、靴下をはいて参加する。)

(7) 清掃時に寒さを感じる場合は、防寒着を着用してもよい。

13. 体操服・ジャージ

(1) 体操服・指定の体操月良(左胸に記名する)、指定のハーフパンツ

(2) ジャージ・指定のジャージ(胸に扶桑北 中学校のエンブレム)

14. 通学用カバン類

(1) 両肩に背負える物(ナップ)とします。色は黒を基調としたものにしましょう。キーホルダーなどの装飾品はつけません。お守りをつける場合は、見えないように内側につけましょう。

(2) 荷物が多い場合は黒を基調としたサブバッグを使いましょう。両手がふさがらないように肩かけタイプのものにしましょう。

15. 持ち物

(1) 所持品には必ず氏名を記入しましょう。

(2) 不要なものは所持しないようにしましょう。

16. 態度

(1) 登校や下校の時は、先生や友達にさわやかにあいさつしましょう。

(2) 来校者に会った時は必ず会釈し、質問に対しては、はっきり答えましょう。

(3) ことば遣いは正しくていねいにしましょう。

(4) 教室内の整理整頓に心がけましょう。

(5) 公共物を傷つけないよう注意し、もし破損した際には直ちに先生に届けましょう。

(6) 学級活動、生徒会活動、部活動には、進んで参加し、活気ある生活を送るよう努めましょう。

17. 諸届

(1) 自転車通学は指定された地域の生徒のみ許可されます。特別の場合は学校長の許可を必要とします。

(2) 遅刻、早退する時は、その日の朝に担任まで連絡しましょう。

(3) 出席停止の感染症と診断されたら学校に連絡してください。

○ 家庭生活について

1. 家庭の談話を大切にし、互いに理解し合えるようにつとめましょう。
2. 予習・復習に励み、余暇の善用をはかりましょう。
3. 外出する必要がある時は、その目的・場所・同伴者・帰宅時刻等を保護者に告げ、帰宅後はその様子を話しましょう。また、夜間の外出はさげましょう。
4. 交友に気を配り、よりよい友達付き合いをしましょう。
5. レクリエーションは健全なものを選び、危険な遊びをしないように心がけましょう。
6. 交通規則を守り、事故を起こさないよう心がけましょう。
7. 地域の活動に、進んで参加協力しましょう。
8. 生徒だけでゲームコーナー、カラオケボックスなどで遊ばないようにしましょう。
9. 塾などの特別な場合を除き、平日、土日とも最終下校時刻の30分後には帰宅するようにしましょう。

○ 悩みの相談

困ったことや悩んでいることは親や先生に相談をし、早く解決しましょう。電話での相談もできます。専門の相談員が相談に応じていただけます。

- (1) 子ども SOS ほっとライン 24
TEL 0120-0-78310
- (2) 被害少年相談電話
TEL 0120-7867-70
- (3) 家庭教育相談電話
TEL 052-961-0900
- (4) 教育相談
TEL 0561-38-2217

- (5) 教育相談こころの電話

TEL 052-261-9671

- (6) 児童相談所虐待対応ダイヤル

TEL 189

【学生服】



【セーラー服】



【ブレザースタイル】



	学生服	セーラー服
冬服（4月～5月、10月～3月を目安とする）	<ul style="list-style-type: none"> ・指定の標準学生服 ・白の長袖カッターシャツ ・黒の標準学生ズボン 	<ul style="list-style-type: none"> ・紺のセーラー服（襟に白の2本線） ・指定のリボン ・スカート
夏服（6月～9月を目安とする）	<ul style="list-style-type: none"> ・白または紺のポロシャツ（無地） ・白の半袖開襟シャツ、またはカッターシャツ ・黒の標準学生ズボン 	<ul style="list-style-type: none"> ・白または紺のポロシャツ（無地） ・白のセーラー服（襟に白の2本線） ・指定のリボン ・スカート

ブレザースタイル

冬服（4月～5月、10月～3月を目安とする）	<ul style="list-style-type: none"> ・ブレザー ・白の襟付きカッターシャツ、ブラウス ・白または紺のポロシャツ（無地） ・チェックのスカートまたはチェックのストラックス ・指定のリボンまたはネクタイ
夏服（6月～9月を目安とする）	<ul style="list-style-type: none"> ・白または紺のポロシャツ（無地） ・白の半袖開襟シャツ、またはカッターシャツ ・チェックのスカートまたはチェックのストラックス

【ブレザー】

- ・ブレザーを着用する際には、基本的に上のボタンを1つは留める。
- ・左胸のワッペンは必ず付ける。
- ・名札はブレザーのポケット部分に付ける。
- ・気候や体調に合わせて着用を考える。
- ・式や行事等で学校から指定された場合は、ブレザーの着用・不着用をそろえる。

【襟付きシャツ&ポロシャツ】

- ・気候に合わせて、無地の襟付きシャツ（白のみ）かポロシャツ（白か紺）を着用する。
- ・シャツの下に肌着を着用する。
- ・着用時は、ボトムに裾を入れる。
- ・第1ボタンの留め外しについては自由とする。

【ボトム】

- ・ストラックスの丈は床につかない程度とする。
- ・スカート丈はヒザが隠れる程度とする。
- ・ベルトは、黒・紺・茶の無地のものを使用する。

【ネクタイ、リボン】

- ・購入や着用は自由とする。ただし、ポロシャツの場合は着用しない。

生徒会会則

私たち、扶桑北中学校生徒は校訓「進取」に基づいて、皆が協力し、積極的に活動することによって、よりよい学校を築くために、ここに扶桑北中学校生徒会を組織し、その会則を定める。

第1章 総則

第1条(名称)本会は扶桑北中学校生徒会と称する。

第2条(目的)本会は会員相互に協力し、学校行事・生徒会活動等に積極的に参加して、扶桑北中学校の発展に努めるとともに、現代社会に対応できる人格を形成することを目的とする。

第3条(会員)本会員は扶桑北中学校の全生徒とする。

第2章 生徒総会

第4条(最高議決機関)生徒総会は、生徒会の最高の議決機関であり、全生徒によって構成され、次のはたらきをする。

- (1) 年間活動の決定及び反省
- (2) 会則の改正
- (3) その他必要と認める事項

第5条(総会の開催)生徒総会は年1回開く。また、必要な場合には臨時に開くことができる。議長は、生徒議会の議長がその任務にあたる。

第3章 生徒議会

第6条(議会の任務)生徒議会は、各学級から選出された代議員(男女各1名)、学年長と専門委員会委員長と生徒会役員をもって構成し、次のはたらきをする。

- (1) 予算・決算の審議
- (2) 専門委員会・部活動・学級などより提案された事項の審議
- (3) 生徒会行事に関する計画・立案

(4) その他必要と認める事項の審議

第7条(議会の開催)生徒議会は、原則として月1回以上開催する。議長は代議員の互選によって選出する。

第8条(役員)本会には、会長1名、生徒会役員5名を置いて役員会を組織し、生徒会活動の企画・運営にあたる。(令和4年2月1日一部改正)

第9条(役員の任期)役員の任期は半年間とし、毎年3月と10月に選出される。

第10条(役員の選出)役員は全生徒の無記名投票により選出される。

第11条(会長)会長は全生徒を代表し、生徒会活動全般について責任を負う。

第12条(生徒会役員)生徒会役員は会長を補佐するとともに、総会や議会の議事の記録、その他の生徒会活動に関する記録ならびにその保管にあたる。また、予算案を作成し年度末には決算報告を行う。

第13条(議会の承認)役員会における計画事項は、議会にはかり、議決されなければ実施できない。

第4章 専門委員会

第14条(専門委員会)本会は生徒会の仕事を分担し、その企画を推進するために、専門委員会を置く。専門委員会は別に定める。

第15条 専門委員会は、各学級より選出された委員によって構成される。

第16条(正・副委員長)専門委員会は、委員長と副委員長を委員の互選によって選出する。

第5章 特別委員会・連絡会

第17条(特別委員会・連絡会)議会は必要に応じて特別委員会や地域会及び部活動との連絡会をもつことができる。

第6章 議 決

第18条(議決)生徒会活動の諸会議は、その構成人数の3分の2以上の出席によって成立し、議決は出席者の過半数の承認を必要とする。

第7章 財 政

第19条(活動経費)本会の活動経費は、生徒会費その他による。

第20条(生徒会費)生徒会費は、1人年額1,200円とする。(平成5年6月14日一部改正)

第21条(予算・決算)予算及び決算は、議会の承認を受け、総会に報告する。

第8章 改 正

第22条(会則の改正)この会則の改正は、議会の代議員総数の3分の2以上の賛成でこれを会員に提案し、その過半数の賛成を得なければならない。

第9章 補 則

第23条(顧問)本会の諸活動は、顧問教諭をはじめ各教諭の助言及び指導を受けて行う。

第24条(学校長の承認)生徒議会及び総会において議決された事項は、学校長に報告し、承認を得なければならない。

第25条(選挙規定)本会の役員選出に関する役員選挙規定及び選挙管理委員会の活動に関する規定は別!に定める。

第26条(施行)本会則は昭和58年4月1日より施行する。

役員選挙規定

第1章 総 則

第1節 本規定は、扶桑町立扶桑北中学校生徒会 会則第10章第25条にもとづいて定められた扶桑町立扶桑北中学校生徒会役員選挙規定である。

第2節 生徒会役員選挙は、すべて本選挙規定にもとづいて実施され、選挙管理委員会が運営する。

第3節 扶桑北中学校の生徒会員は選挙権を有し、2カ月以上在学する生徒は被選挙権を有する。在学期間は選挙の期日よりこれを算定する。

第4節 選挙期日は選挙管理委員会が決定し、その1週間以前に公示する。

第2章 選挙管理委員会

第1節 生徒会役員選挙に関する管理及び事務を行うため、選挙管理委員会を設置する。

第2節 本委員会は、各学級より1名選出された選挙管理委員をもって構成し、その任期は1年とする。

第3節 選挙管理委員は被選挙権を持たない。ただし、学級役員及び専門委員と兼ねることができる。

第4節 本委員会には顧問教諭を置く。

第3章 立 候 補

第1節 立候補しようとする者、または立候補者の推薦責任者は、定められた期日までにその旨を所定の用紙により、選挙管理委員会に届け出なければならない。

第2節 候補者の届け出をする者は、推薦者10名以上の連署した推薦状を添えなければならない。ただし、推薦者は1人で2名以上の

同じ役員に 署名してはならない。なお、署名は自筆に限る。

第3節 選挙管理委員会は、立候補を受けつけ、その候補者を告示する。

第4章 選挙運動

第1節 候補者及び推薦者は立候補届け出の日から選挙の当日まで選挙運動をすることができる。

第2節 選挙運動は校内に限る。投票を強要するような選挙運動や、ポスターの汚損をしてはならない。

第3節 選挙運動のポスターは次の規定を守らなければならない。

- ・ ポスター用紙は、選挙管理委員会で交付されたものに限る。なお、汚損その他によって効果を失ったポスターについては、責任者が選管に申し出て取り換えることができる。
- ・ ポスターの貼付は選挙管理委員会が指定する場所に限る。

第4節 選挙管理委員会は選挙演説のための立会演説会を開催する。演説は1人あたり3分以内 1回とする。

第5節 選挙管理委員は特定の候補者の選挙運動に参加できない。

第5章 投票及び開票

第1節 投票はすべて無記名投票により実施する。

第2節 投票所の設置、投票用紙、投票箱の準備などは選挙管理委員会が行う。

第3節 選挙当日、病気などの事由により、やむを得ない場合は不在者投票を前もってすることができる。

第4節 開票は選挙管理委員会が行う。

第5節 次に掲げる投票は無効とする。

- ・ 所定の用紙を用いないもの。
- ・ 用紙に記入してある事項に反するもの。

第6節 有効投票の最多数を得た者をもって当選とする。投票数が同じである時は3日以内に再投票を行う。

第7節 候補者数が定数以内の場合は信任投票とし、有効投票の過半数以上の信任をもって当選とする。(平成27年2月23日 一部改正)

第8節 開票の結果は選挙管理委員会が告示する。

第9節 開票結果に異議などがある場合は告示後2日以内に選挙管理委員会に申し出る。

第10節 本規定に違反事項があった場合、選挙管理委員会は立候補の中止、当選の取り消しをすることができる。

附 則

第1節 選挙に必要な費用は生徒会会計より支出する。

第2節 本規定の改廃は、生徒会会則のそれに準ずる。